

# 特別徴収2年目以降は開始年度と徴収方法が変わります

例) 年金に係る税額が12,000円の場合…

## ●年金特別徴収1年目

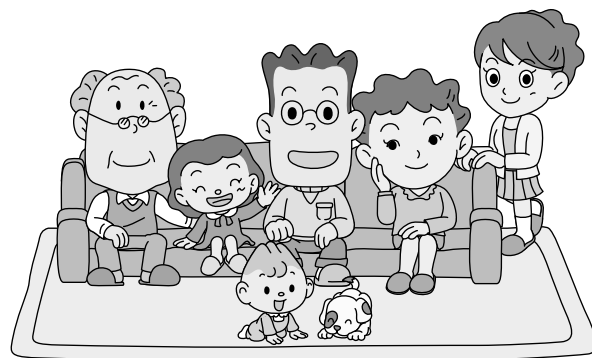
徴収の方法 年金支給月	普通徴収 (自分で納付)		特別徴収 (年金から天引き)		
	6月	8月	10月	12月	2月
税 額	年額の 4分の1 3,000円	年額の 4分の1 3,000円	年額の 6分の1 2,000円	年額の 6分の1 2,000円	年額の 6分の1 2,000円

- ・6月、8月に年税額の4分の1ずつを普通徴収により納付していただきます。
- ・10月、12月、2月に受給される年金から年税額の6分の1ずつを特別徴収します。
- ※年金以外の所得(給与、農業など)の住民税は従来のとおり普通徴収、または給与からの特別徴収による納付となります。

## ●年金特別徴収2年目以降

徴収の方法 年金支給月	特別徴収 (仮徴収)			特別徴収 (本徴収)		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税 額	前年度 2月分と同額 2,000円	前年度 2月分と同額 2,000円	前年度 2月分と同額 2,000円	年税額から仮徴収分を差し引いた額の3分の1 2,000円	年税額から仮徴収分を差し引いた額の3分の1 2,000円	年税額から仮徴収分を差し引いた額の3分の1 2,000円

- ・4月、6月、8月は前年度の2月に特別徴収された金額と同額をそれぞれ特別徴収します(仮徴収と言います)。
- ・10月、12月、2月は年税額から仮徴収分を差し引いた額の3分の1の金額をそれぞれ特別徴収します(本徴収と言います)。
- ※年金以外の所得(給与、農業など)の住民税は従来のとおり普通徴収、または給与からの特別徴収による納付となります。



# 個人住民税の公的年金からの特別徴収制度が始まります

65歳以上の公的年金の受給者で、個人住民税を納税されている方にお知らせです。地方税法の改正により、今まで納付書や口座振替でお支払いいただいていた公的年金所得にかかる個人住民税が、今年10月から、年金天引き(特別徴収)されるようになります。これにより、特別徴収の対象の方は、納期が年4回から6回になり、1回あたりの負担額が軽減されます。

### Q1 どんな制度なの?

公的年金の支払を受けている方の個人住民税を、公的年金から天引きする制度です。

### Q2 どんな人が対象なの?

当該年度の初日(4月1日)に公的年金を受給している65歳以上の方ただし、次の3つに該当する方は対象になりません。

- (1) 公的年金の年額が18万円未満の方
- (2) 高島市の介護保険料が年金から引かれていない方
- (3) 特別徴収の対象となる個人住民税額と他の特別徴収される額(※)の合計額が公的年金の年額を超える方

※特別徴収される額とは次の4つになります。

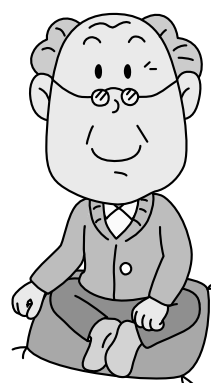
- ・所得税
- ・介護保険料
- ・国民健康保険料
- ・後期高齢者医療保険料

### Q3 何が天引きされるの?

公的年金の所得に対する住民税の所得割額と均等割額です。公的年金以外の所得に対する税額については普通徴収(納付書または口座振替、または給与からの特別徴収)となります。

### Q4 いつから始まるの?

今年10月に支払われる公的年金から実施されます。



### Q5 どんな方法で?

平成21年度(20年分)の課税所得が年金所得のみの場合住民税は特別徴収による納付となります。

なお、21年度は特別徴収導入年度となりますので、6、8月の2期分は普通徴収で納付していただき、10月以降は特別徴収に切り替わります。

●平成21年度(20年分)の課税所得が年金所得の他に所得がある場合は特別徴収となり、その他の所得(給与、農業など)に対する住民税は従来のとおり普通徴収、または給与からの特別徴収による納付となります。



## Town Topics

### まちの話題

# オール高島 県大会制し全国へ!

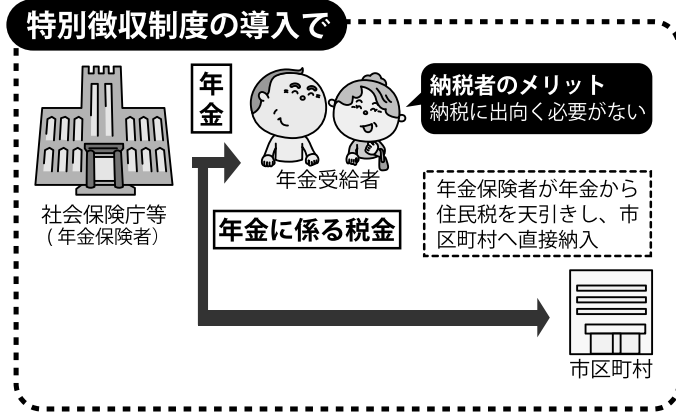
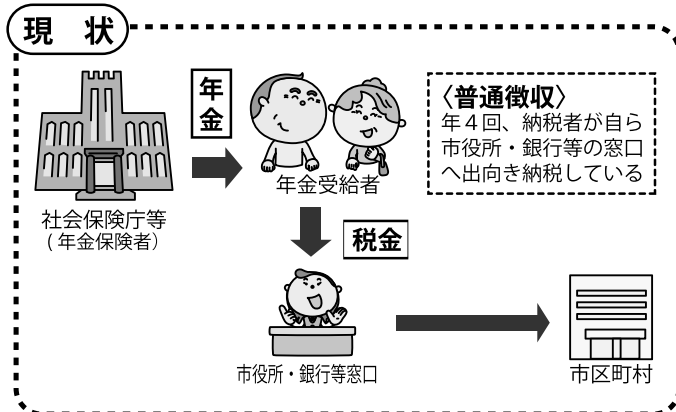
3月21日・22日に希望が丘運動公園野球場ならびに湖東スタジアムで開催された第31回西日本軟式野球大会(一部)滋賀県大会で見事優勝され、5月8日から11日まで、長崎県営球場を主会場に開催された全国大会に滋賀県代表として出場されました。

オール高島は、初戦、福岡県代表の北九州サニークリーンと対戦し、8-3で敗れたものの、強豪が多数出場するこの大会で善戦を繰り広げました。

市民スポーツ課 ☎(32)4459



## 公的年金からの特別徴収制度の導入による納税方法の変化



税務課 ☎(25)8116

お知らせ  
タウン  
トピックス  
暮らしの  
情報  
みんなで  
575  
消費生活  
省エネ長者  
教育委員会  
健康生活  
びょういん  
国保年金  
図書館  
窓口だより  
歴史散歩

お知らせ  
タウン  
トピックス  
暮らしの  
情報  
みんなで  
575  
消費生活  
省エネ長者  
教育委員会  
健康生活  
びょういん  
国保年金  
図書館  
窓口だより  
歴史散歩